

指定地域密着型サービス事業者に対する監査結果の公表について

練馬区は、人格尊重義務違反の疑いがあった指定地域密着型サービス事業者に対し、介護保険法に基づく監査を実施しました。その結果、重大な違反を確認しましたので、以下のとおり監査結果を公表します。

介護事業は多くの方が利用する公益性の高い事業であり、本件の監査結果は利用者の適切な介護サービス事業所の選択に資する情報として必要性が高いことから、公表するものです。

1 法人名称および所在地

名 称 株式会社日本アメニティライフ協会
代 表 者 代表取締役 江頭 瑞穂
所 在 地 神奈川県横浜市青葉区みたけ台 5 番地 10
設立年月日 平成 8 年 4 月 3 日

2 対象事業所

事業所名 花物語ねりま北新館
所 在 地 東京都練馬区北町 3 丁目 7 番 1 号
事業種別 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護
指定年月日 令和 6 年 12 月 1 日

3 監査実施期間

令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 12 月 11 日まで

4 監査理由

令和 7 年 5 月 13 日に実施した上記事業所への運営指導の結果、多数の運営基準違反とともに人格尊重義務違反の疑いを確認したため

5 監査結果

(1) 人格尊重義務違反

(介護保険法第 78 条の 10 第 6 号、第 115 条の 19 第 6 号による指定取消し等の要件に該当)

ア 本件事業所において、令和 7 年 2 月 19 日の夜間から 2 月 20 日の早朝にかけて、従業員 1 名が利用者 1 名に対して暴力行為を行い、身体に痣や出血を伴う身体的虐待を行った。

イ 令和 6 年 12 月から令和 7 年 2 月 20 日の事件が起こるまで、本件事業所において、少なくとも 2 名の従業員が利用者に対して怒鳴る、大声を上げる、利用者的人格を否定する発言を行ったことが確認された。また、当該従業員による不適切な介護に該当する言動も確認された。これらの行為は利用者に対する心理的虐待に該

当する。

ウ 令和6年12月1日から令和7年4月13日まで、本件事業所が講ずべき虐待防止のための措置が適切に実施されておらず、本件法人は利用者の人権の擁護および虐待の防止等のために必要な措置を講じていなかった。

(2) 人員基準違反

(法第78条の9第1項第2号、同法第115条の18第1項第2号による勧告要件に該当)

ア 令和6年12月1日から令和7年3月31日までの間、本件法人は、適切な介護を提供するために必要な経験を有しない者を管理者として本件事業所に配置しており、適切な管理者の配置を行っていなかった。

イ 令和6年12月1日から令和7年3月31日までの間、本件法人は、区外も含め、少なくとも4か所の事業所を兼務している計画作成担当者を本件事業所に配置していた。このことは、認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させる者として適当と認められず、適切な計画作成担当者の配置を行っていなかった。

なお、人員基準違反については、現時点ですでに改善されたことを確認している。

(3) 文書指摘事項

上記(1)、(2)以外に確認した運営基準違反で、文書により指摘し改善を求めた内容
(令和8年5月25日改善状況修正)

文書指摘内容	改善状況
・利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成していない。 ・他の介護従業者と協議の上で計画を作成していない。	改善済
・計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画の作成後、実施状況を把握していない。 ・必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を変更していないものがある。	改善済
適切な技術をもって介護を行っていないものがある。	改善済
適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていることが確認できない。	改善済
・事故の状況および事故に際して採った処置について区に報告していないものがある。 ・事故の状況および事故に際して採った処置について記録していないものがある。 ・事故が生じた際に、再発生を防ぐための対策を講じていないものがある。	改善済
事業所における虐待の防止のための措置を適切に講じていない。	改善済
高齢者虐待の防止のための措置を講じていないにもかかわらず減算していない。	改善済

令和8年5月13日付けで全ての文書指摘内容の改善を確認した。

【問合せ先】

練馬区福祉部指導検査担当課介護サービス検査第一・第二係 電話 03-5984-1646